訴状

令和●年●月●日

●●地方裁判所民事部御中

原告訴訟代理人弁護士 ●

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 金●万円[[1]](#footnote-1)

ちょう用印紙額 ●万●円

1. 請求の趣旨
	1. 被告は、原告に対し、●万円および、これに対する令和●年●月●日から支払い済みまで、年３分の割合による金員を支払え
	2. 被告は、別紙投稿記事目録記載の投稿記事を削除せよ
	3. 訴訟費用は被告の負担とする

との判決並びに仮執行宣言を求める。

1. 請求の原因
	1. 被告の不法行為

　被告は、インターネットの「●」（以下「本件サイト」）にて、別紙投稿記事目録記載の閲覧用URLで表示されるウェブページにおいて、別紙投稿記事目録記載の投稿内容（以下「本件投稿」）を公開した（甲●：投稿内容、甲●：開示決定、甲●：開示書）。

　最後の投稿日は、令和●年●月●日である。

* 1. 本件投稿による権利侵害

　別紙権利侵害の説明記載のとおり、本件投稿は原告の●権を侵害する。

* 1. 無形損害
		1. 慰謝料を含む無形損害の立証

　最判昭39・1・28（民集18巻1号136頁）の調査官解説（最高裁判所判例解説民事編昭和39年度88頁）では、「判例が精神的損害の額は、その証明がなくても裁判所が諸般の事情を参酌して定めるべきであり（大判明34・12・20刑録7輯11巻105頁）、また裁判官の自由心証、自由裁量によって定めればよいから数額認定の根拠を示さなくてもよいとされる（大判明36・5・11刑録9輯745頁、同明43・4・5民録16輯273頁、同大3・6・10刑録20輯1157頁）」と説明されている。

　とはいえ、参酌される「諸般の事情」については主張が必要であり、項を改め主張する。

* + 1. 本件における損害額算定の諸事情
			1. インターネットで公開されており、誰でも容易に閲覧できること
			2. 本件サイトのアクセス数は多く、多数の者に閲覧された可能性があること
			3. 原告と被告とは面識がなく、実社会での関わりもないことから、投稿の必要に乏しいこと
			4. ●（被害者の社会的属性）
			5. ●（加害行為の悪質性）
			6. ●（動機の悪質性）
			7. ●（加害行為後の事情）
			8. ●（等）
		2. 損害及び損害額

　本件投稿により原告は各種の無形損害を被った（●精神的苦痛を受けた）。上記諸事情を参酌して原告の無形損害（●精神的苦痛）を金銭評価すると、最低でも●万円を下らない。

* 1. 有形損害
		1. 調査費用

　原告は、本件投稿の投稿者を特定するため、弁護士に発信者情報開示請求の手続を依頼し、着手金として税込●万円を支払った（甲●）。

* + 1. 相当因果関係

　発信者情報開示請求の着手金と不法行為との因果関係（いわゆる「調査費用」の問題）については、「インターネット上の電子掲示板に掲載された匿名の投稿によって名誉等を毀損された者としては、発信者情報の開示を得なければ、名誉等毀損の加害者を特定して損害賠償等の請求をすることができないのであるから、発信者情報開示請求訴訟の弁護士報酬は、その加害者に対して民事上の損害賠償請求をするために必要不可欠の費用であり、通常の損害賠償請求訴訟の弁護士費用とは異なり、特段の事情のない限り、その全額を名誉等毀損の不法行為と相当因果関係のある損害と認めるのが相当である。」とする裁判例がある（東京高判令和２年１月23日判タ1490号109頁）。

* + 1. 小括

　調査費用としての上記着手金は、「全額」が本件不法行為と相当因果関係にある。

* 1. 弁護士費用
		1. 小計

　上記の無形損害および、調査費用の有形損害の合計は、●万円、●万円の合計で、●万円である。

* + 1. 弁護士費用

　調査の結果、被告の住所氏名が判明したことから、原告は弁護士に依頼し本件訴訟に及んだ。そのため、上記合計額の１割にあたる●万円の損害を被った。

* 1. 小括

　無形損害、有形損害、弁護士費用を合計すると、損害額は●万円となる。

　そのため原告は被告に対し、同額につき、不法行為に基づく損害賠償請求権を有する。

* 1. 削除請求権
		1. 人格権侵害差止請求権

　人格的価値を侵害された者は、人格権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる（最二小判令和4年6月24日民集76巻5号1170頁）。

* + 1. 本件投稿

　上記のとおり、本件投稿は原告の人格権を侵害しており、原告は被告に対し、人格権侵害差止請求権として、本件投稿の削除請求権を有する。

* + 1. 違法性阻却事由

　インターネットにおける投稿の削除請求では、「その相手方が投稿者であるときは、投稿者において、違法性阻却事由が存在することを立証すべき」とされる[[2]](#footnote-2)。

* 1. 結論

　そこで、原告は被告に対し、民法７０９条、７１０条の不法行為に基づく損害賠償請求として、金●万円および、これに対する不法行為の日である令和●年●月●日から支払い済みまで、民法所定の年３分の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、人格権侵害差止請求権に基づき、別紙投稿記事目録記載の投稿の削除を求める。

以上

証拠方法

証拠説明書に記載

附属書類

１ 訴状副本 １通

２ 甲号証写し 各２通

３ 証拠説明書 ２通

４ 訴訟委任状 ●通

５ 資格証明書 ●通

（別紙）当事者目録

〒●

 原告 ●

〒●

●法律事務所（送達場所）

電話　● ＦＡＸ ●

 原告訴訟代理人弁護士 ●

〒●

 被告 ●

（別紙）投稿記事目録

|  |  |
| --- | --- |
| 番号 | １ |
| 閲覧用URL |  |
| 投稿内容 |  |
| 投稿日時 |  |

（別紙）権利侵害の説明

●

1. 削除請求の訴額１６０万円を加える [↑](#footnote-ref-1)
2. インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会（https://www.shojihomu.or.jp/public/library/728/report202205.pdf）P13 [↑](#footnote-ref-2)